

第2編 交通安全対策の組織と活動

第1 交通安全対策の組織

1 県の組織

(1) 生活環境部生活交通課

知事の権限に属する事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、生活環境部生活交通課において交通安全を推進した。

交通安全に関する主な事務分掌は、次のとおりである。

- 交通安全対策の総合企画及び調整に関すること。
- 交通安全運動の推進に関すること。
- 交通安全の広報・啓発に関すること。

ア 交通安全対策会議

交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和45年10月20日、国の関係地方機関、県、関係市町村等で構成する「福島県交通安全対策会議」を設置した。

構成は、知事を会長として委員17名、特別委員2名及び幹事30名である。

所掌事務は、県内における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、法に基づく交通安全計画（5カ年計画）及び交通安全実施計画（毎年度の計画）の作成並びに実施である。

イ 交通対策協議会

県内における交通安全対策について、関係行政機関及び団体と協議して総合的な対策を樹立し、これを強力に推進するとともに、広く県民運動を展開し、交通事故の防止と交通の円滑化を図るため、昭和36年12月「福島県交通対策協議会」を設置した。構成は、知事を会長として委員101名、常任委員46名、監事2名、幹事34名である。

また、県内各地方振興局には、「地方交通対策協議会」を設置し、市町村に対する交通安全対策の推進に関する指導や調整を図っている。

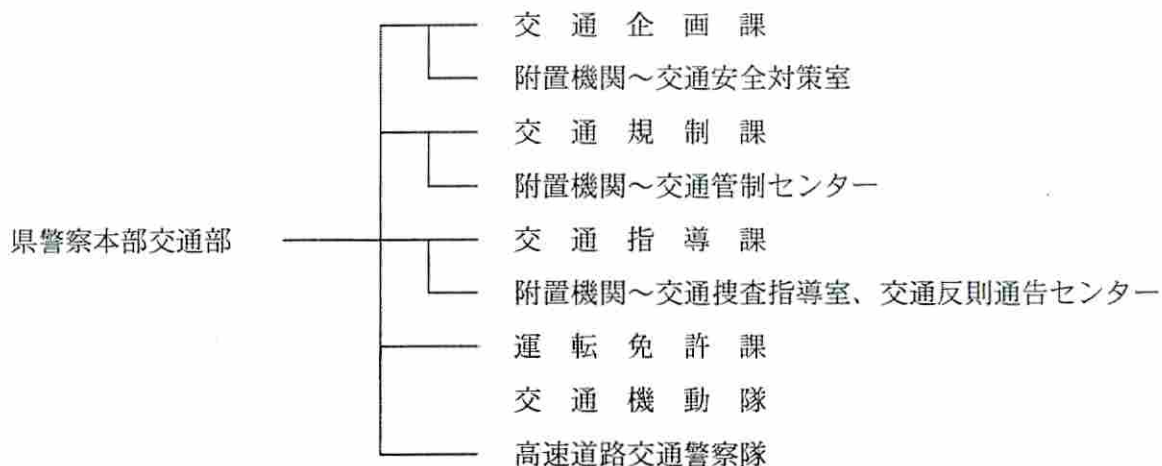
なお、一部を除き大部分の市町村においては、市町村長を長とする「市町村交通（安全）対策協議会」を設置し地域住民の交通安全対策を推進している。

ウ 道路環境整備技術調査委員会

県内の交通危険箇所、渋滞箇所、都市交通問題等を取り上げて調査研究し、その改善に役立てることを目的に、生活交通課長を委員長として、国土交通省東北地方整備局の県内各国道事務所長、県土木部関係課長、県警本部交通部関係課長、福島大学准教授などの委員や調査研究員で組織されている。

(2) 県警察本部の組織

県警察本部交通部に4課2隊を置き、交通事故防止等の諸対策を推進している。

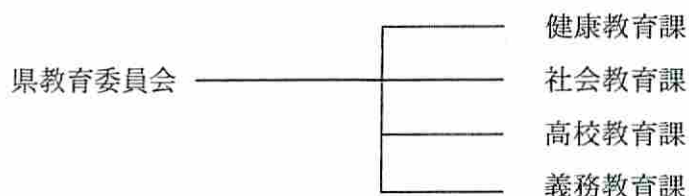


主な所管事務は次のとおりである。

- 交通事故防止対策に関すること。
- 交通事故の分析・統計に関すること。
- 交通安全教育、交通安全運動に関すること。
- 安全運転管理者等の選任・講習に関すること。
- 高齢者の交通事故防止に関すること。
- 交通規制、交通安全施設の設置・管理に関すること。
- 交通情報の収集、分析、伝達に関すること。
- 交通指導取締り、交通事故事件の捜査に関すること。
- 運転免許の試験及び交付、行政処分に関すること。
- 運転者の教育に関すること。
- 高速道路における交通事故防止に関すること。

(3) 県教育委員会

学校における交通事故防止、交通安全教育及び生徒指導に関することについては健康教育課、義務教育課及び高校教育課が、社会教育としての交通安全教育に関しては社会教育課が担当し、連携を密にしながら業務を推進している。



2 市町村における組織

平成 24 年 4 月 1 日現在 (単位: 人)

振興局	区分 市町村名	市町村交通安全担当者		交 対 協 職 員	専 門 員	交 通 指 導 員	交 通 安 全 少 年 団		交 通 安 全 母 の 会		幼児交通安全クラブ		
		専 務	兼 務				組 織 数	会 員 数	組 織 数	会 員 数	組 織 数	会 員 数	
												幼 児	保 護 者
県北振興局	福島市	8		6	46				47	24,000	26	344	297
	伊達市		11		12				18	2,636	1	15	13
	二本松市		4		7				4	9,200			
	桑折町		1		1				4	3,879	4	269	
	国見町		2		2				1	2,890			
	川俣町		3	3	2				9	3,361			
	本宮市		2		8				21	4,607			
県中振興局	大玉村		3		2				2	130			
	小計	8	26	9	80	0	0	0	106	50,703	31	628	310
	郡山市		4	4	19				55	19,694			
	須賀川市	1	3	4	14				37	3,558			
	田村市		2		10		3	34	5	3,012			
	三春町		1		3		1	20	1	224	5	336	294
	小野町		1		1				26	2,371			
	鏡石町		2	3					1	2,893			
	天栄村		2		1				1	49			
	石川町		2		6				12	1,800			
	玉川村		1		1				11	1,429	2	75	75
	平田村		1		2				1	1,712			
	浅川町		1	1					1	100			
	古殿町		2	2	1				1	206			
	小計	1	22	14	58	0	4	54	152	37,048	7	411	369
県南振興局	白河市		5	5	10		5	80	10	1,435			
	西郷村	1	3	4	4		1	17	3	800			
	泉崎村		1	1	2	10			1	388			
	中島村		2	2			2	20	1	1,091			
	矢吹町		1		2		1	20	4	1,200			
	棚倉町		1		2		1	募集中					
	矢祭町		1	1	1				1	40			
	塙町		1		2				1	126			
	鮫川村		3		1								
	小計	1	18	13	24	10	10	137	21	5,080	0	0	0
	会津振興局	会津若松市		3	3	15				5	807		
喜多方市			5	5	4				1	6,329			
北塩原村			1	1					4	721			
西会津町			1		2				5	2,500			
磐梯町			1	1	1				1	805			
猪苗代町			1	1		6			6	4,204			
会津坂下町		1	2	4	4				4	280			
湯川村			2	1	2				1	498			
柳津町			1		2				1	70			
会津美里町			4			7			9	4,313			
三島町			1	1	1				1	200			
金山町			1		2				15	226			
昭和村			2		2				1	198			
小計		1	25	17	35	13	0	0	54	21,151	0	0	0
南会津振興局	南会津町	1	3	1	3		6	130	1	198			
	下郷町		3		1		3	293	20	243			
	只見町		1	1			1	25	3	87			
	檜枝岐村		1						1	33			
相双振興局	小計	1	8	2	4	0	10	448	25	561	0	0	0
	南相馬市		11	11	18				1	4,500			
	相馬市		2		7				1	2,226			
	広野町		3	3	2				1	震災により休止			
	檜葉町		2	3	4				1	17			
	富岡町		2	2	4				1	震災により不明			
	川内村		1						1	13			
	大熊町		1						1	102			
	双葉町		1		2				1	震災により休止			
	浪江町		2		2				1	震災により不明			
	葛尾村		1						1	震災により休止			
	新地町		2	4	3	10			1	700			
	飯館村	1	1	3	1	9			1	震災により不明			
	小計	1	29	26	43	19	0	0	12	7,558	0	0	0
いわき	いわき市		3	2	63				72	12,000			
合 計		13	131	83	307	42	24	639	442	134,101	38	1,039	679

3 民間における組織

(1) 一般社団法人福島県交通安全協会（福島市町庭坂字大原 1－1）

ア 設立の目的

交通安全活動及び県民の交通道德、交通安全意識の向上に資する活動を行い、もって県民の交通事故防止に寄与することを目的として、昭和 23 年 4 月に設立された組織である。

イ 主な事業

- (7) 交通道德及び交通安全思想向上のための広報啓発
- (4) 車両運転者の資質の向上に関する施策
- (9) 交通功労者、優良運転者等の表彰
- (1) 交通事故に関する相談
- (8) 福島県警察本部長から委託を受けて行う事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要と認めた事業

(2) 一般社団法人福島県安全運転管理者協会（福島市町庭坂字大原 1－1）

ア 設置の目的

安全運転管理者及び運行管理者が相互に連携協調して、自動車の安全な運転に必要な業務を遂行し、もって交通の安全と円滑化に寄与することを目的として、昭和 54 年 4 月に設立された組織である。

イ 主な事業

- (7) 安全運転管理者及び運行管理者の研修
- (4) 安全運転に関する指導、調査・研究及び研修
- (9) 交通安全、交通事故防止活動
- (1) 行政庁等が行う交通安全に関する措置への協力

ウ 協会独自の事業

安全運転管理者等講習業務（県公安委員会の委託）

(3) 社団法人福島県指定自動車教習所協会（福島市町庭坂字大原 1－1）

ア 設置の目的

自動車運転者の健全な発展を図り、もって交通の安全と社会公共の福祉に寄与することを目的として、昭和 40 年 8 月に設立された組織である。

イ 主な事業

- (7) 自動車運転に関する教習方法についての調査研究
- (4) 交通道德の高揚に関する諸施策の実施
- (9) 自動車運転者の資質向上に関する施策の実施
- (1) 交通遺児育英に関する施策の実施
- (8) 運転免許取得に関する各種業務の実施

ウ 組織

県内の 41 の指定自動車教習所をもって構成している。

(4) 福島県交通安全母の会連絡協議会（福島市杉妻町 2－16）

ア 設置の目的

悲惨な交通事故から人命を守るため、母親の力で、家庭からの交通ルールの周知徹底と交通安全教育、交通道德及び交通安全思想の普及啓蒙、子どもや高齢者を交通事故から守るための街頭活動等の交通安全活動を推進し、交通道德の向上と交通事故の防止に寄与することを目的として、昭和 47 年 5 月に設立された団体である。

イ 主な事業

- (7) 子ども及び高齢者に対する交通安全対策と運動の推進
- (イ) 各種交通安全運動への積極的参加とその推進についての協力
- (ウ) 交通安全対策に関する調査研究

ウ 組織

県内 57 市町村の交通安全母の会をもって構成している。

(5) 福島県交通安全事業主会連絡協議会（福島市杉妻町 2－16）

ア 設置の目的

事業所における組織的かつ効率的な交通安全対策を推進し、もって地域の交通の安全と円滑化に寄与することを目的として、平成 17 年 3 月に設立された団体である。

イ 主な事業

- (7) 事業活動における自動車運転時の交通事故防止指導
- (イ) 地域における交通安全活動の支援
- (ウ) 行政庁が交通安全に関して行う措置に対する協力

ウ 組織

県内 28 の交通安全事業主会をもって構成している。

(6) 自動車安全運転センター福島県事務所（福島市町庭坂字大原 1－1）

ア 設置の目的

自動車の運転に関する研修及び運転免許を受けていない者に対する交通の安全に関する研修の実施、運転免許を受けた者の自動車の運転に関する経歴に係る資料及び交通事故に関する資料の提供並びに交通事故等に関する調査研究を行うことにより、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的として、昭和 50 年に設立された認可法人組織である。

イ 主な業務

- (7) 運転免許の停止処分を受ける直前の点数に達した運転者に対する警告の通知業務
- (イ) 無事故・無違反証明、運転記録証明等の運転経歴証明書及び交通事故証明書発行
- (ウ) 安全運転に必要な技術や交通事故防止に関する調査研究及び安全運転に関する研修

ウ 組織

東京に本部を置き、各都道府県に事務所を設置している。

(7) 独立行政法人自動車事故対策機構福島支所（福島市栄町 7-33）

ア 設置の目的

自動車の運行の安全確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車事故による被害者に対する資金の貸付等を行うことにより、自動車事故の発生の防止に資するとともに、自動車損害保障法による損害賠償の保障制度と相まって被害者の保護増進に寄与するため、昭和 48 年 12 月に設置された特殊法人組織である。

イ 主な業務

(7) 運行管理者等の指導講習及び運転者の適性診断

(1) 交通遺児等の保護及び生活資金の貸付け、重度後遺症者の援護

ウ 組織

東京に本部を置き、各都道府県に 50 の支所を設置している。

第2 交通安全活動

1 交通安全総合対策の決定

(1) 福島県交通安全実施計画の策定

福島県交通安全対策会議では、交通安全対策基本法に基づき、平成 23 年度を初年度とし、平成 27 年度を目標年度とする第 9 次福島県交通安全計画（5 箇年計画）を平成 23 年 9 月に決定した。

この第 9 次福島県交通安全計画は、県民一人ひとりが、交通事故を起こさない、交通事故にあわないという意識を持ち、交通事故のない、安全で安心な県づくりを実現するため策定した。

(2) 福島県交通安全運動推進要綱決定

本県における平成 23 年中の交通安全運動は、「人優先」の交通安全思想を基本とし、「思いやり人も車も 自転車も」をスローガンに、県民一人ひとりが相互理解と思いやりの心を持って、交通ルールの遵守と、思いやりの心に基づいた交通マナーを主体的に実践するとともに、関係機関・団体が連携して交通事故の実態と社会情勢の変化に対応した適切かつ効果的な交通安全対策を講ずることにより、安全で住みよい福島県の形成に寄与することを目的として策定された。

◎ 年間の重点目標

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 子どもの交通事故防止
- ③ すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転、速度超過などの悪質・危険な運転の根絶
- ⑤ 交差点・カーブにおける交通事故防止
- ⑥ 自転車の安全利用の推進
- ⑦ 暴走族等の根絶

◎ 平成 23 年の各運動及び運動の重点

① 年間の運動

運動の名称	運動の期間	運 動 の 重 点 等
交通安全 マナーアップ 運動	1年	1 歩行者、自転車利用者のマナーアップ運動 ア 家庭におけるマナー教育の推進 イ 学校等教育の場におけるマナー教育の推進 ウ 街頭におけるマナー教育の推進 エ 交通安全教室等を通じたマナー教育の推進 オ 高齢者のマナー教育の推進 2 運転者のマナーアップ運動 ア 子どもや高齢者などへの思いやり運転の励行 イ シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底 ウ 夜間は原則上向きライトの励行 エ スピードダウン（速度抑制）の実行 オ 飲酒運転の根絶 カ 運転中の携帯電話使用禁止の徹底

② 各季の運動

運動の名称	運動期間	スローガン	運動の重点等
新入学(園)児童・園児の交通事故防止運動	4月6日～ 4月12日までの7日間	あぶないよ 会話にむちゅうの 登下校	○ 運動の重点 1 子供(特に新入学(園)児童の交通事故防止 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
春の全国交通安全運動	5月11日～ 5月20日までの10日間	ぼくはここ チャイルドシートが 指定席	○ 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止 ○ 運動の重点 1 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底) 2 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 3 飲酒運転の根絶
夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動	7月16日～ 7月25日までの10日間	安全運転 ココロのベルトも 引き締めて	○ 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止 ○ 運動の重点 1 すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 2 悪質・危険な運転の追放 3 自転車の安全利用の推進
秋の全国交通安全運動	9月21日～ 9月30日までの10日間	夕暮れは 早めのライトに 反射材	○ 運動の基本 高齢者の交通事故防止 ○ 運動の重点 1 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 (特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底) 2 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 3 飲酒運転の根絶
年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動	12月10日～ 1月7日までの29日間	飲む前に 必ず確保 ハンドルキーパー	○ 運動の基本 高齢者の交通事故防止 ○ 運動の重点 1 飲酒運転の根絶 2 夕暮れ時と夜間の交通事故防止 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

③ 期間を定めて行う運動

運動の名称	運動期間	目標・実施方法など
PM4(ピーエム・フォー)ライトオン運動	11月1日～2月29日 (121日間)	運転者の午後4時からのライト早め点灯の実践・推進

④ 日を定めて行う運動

運動の名称	実施日	運動の重点等
交通事故ゼロ・歩行者優先の日	毎月1日	・子ども・高齢者等に対する思いやり運転の実践 ・ノーマイカーデーへの参加・協力
シルバー交通安全の日	毎月15日	・家庭訪問、街頭指導、高齢者交通安全教室などの実施
踏切事故防止の日	毎月23日	・踏切事故防止のための指導・広報活動の推進 ・安全点検などの推進
交通安全話し合いの日	毎月第3日曜日	・交通安全に関する話し合いの推進 ・交通安全家庭のちかひの推進
交通事故ゼロを目指す日	5月20日 9月30日	・県民一人ひとりの交通ルールとマナーの実践

2 交通安全運動の推進

年間重点目標及び各季運動の重点を周知徹底させるため実施した主要な施策は、次のとおりである。

(1) 広報活動

ア ポスター、チラシなど広報資料の作成配布

- | | |
|---------------------|---------------|
| (ア) 各季の交通安全運動実施要綱 | 93,900 枚 |
| (イ) 春の全国交通安全運動のポスター | 1,210 枚 |
| (ウ) 秋の全国交通安全運動のポスター | 1,210 枚 |
| (エ) 交通事故ゼロを目指す日のチラシ | 春・秋各 20,000 枚 |

イ 広報紙等の発行

- (ア) 県広報紙「うつくしま夢だより」や県が行う新聞広報に交通安全関係記事を掲載した。
- (イ) 県交通安全母の会連絡協議会が「県交母だより」を 145,000 部、県警察本部においては「県警だより」を 400,000 部、「ふくしまのけいさつ」を 5,000 部、県交通安全協会が「交通ふくしま」3,000 部、安全運転管理者協会が「安全運転管理者協会会報」を 32,000 部作成して、広報・啓発活動を展開した。
- (ウ) 県交通対策協議会が、各市町村、交対協構成団体、その他の機関に、メールマガジン「交対協だより」を配信して広報・啓発を実施した。

ウ テレビ・ラジオを利用した広報・啓発

- (ア) 県において作製した高齢者事故防止テレビCMを関係団体で放映した。
- (イ) 県警本部においては、年間を通じて
 - ・ 交通安全広報（ラジオ福島、FM ふくしま、エフエムポコ）
 - ・ 交通情報（NHK・ラジオ福島）

等の定時ラジオ番組で広報したほか、随時テレビ・ラジオを活用した広報・啓発を実施した。

- (ウ) 県交通対策協議会においては、「交通事故ゼロ・歩行者優先の日、シルバー交通安全の日」及び各季の安全運動等について、ラジオのスポット放送による広報を実施した。
- (エ) 県交通安全協会では、各季運動時にテレビ・ラジオ及び新聞紙上における広報を実施したほか、地区交通安全協会、県安全運転管理者協会、県指定自動車教習所協会と協力して、随時テレビ・ラジオを利用した交通安全広報を展開した。
- (オ) JA 共済では、「福島交通事故ゼロ運動 10 アクション」を展開し、テレビ、ラジオ、新聞等による広報啓発活動を展開した。
- (カ) ラジオ福島では、通リゃんせ基金キャンペーン等を通じた交通事故防止広報啓発活動を展開するとともに、音の出る信号機や視覚障害者用音声誘導装置などの寄贈を実施した。

エ 交通安全教育用映画フィルム・ビデオ等の活用

各地区交通安全協会では「ビデオライブラリー」（28 地区合計約 2,400 本）を開設しており、無料貸出しによる地域での安全教育活動を展開した。

オ 街頭広報及び巡回広報

- (7) 各季の交通安全運動期間中、警察、市町村、交通関係機関・団体所有の広報車による広報を実施したほか、交通安全パレードによる広報を展開した。
- (i) 交通安全母の会では、10月中旬に県下一斉交通安全街頭活動を実施し、県内各地の主要幹線道路等において「命大切に」の幟旗を掲げるなどして命の大切さを訴えた。

カ 交通安全ポスターコンクール

全国共済農業協同組合連合会福島県本部主催により、児童・生徒の交通安全思想の高揚を目的とした交通安全ポスターコンクールが開催され、応募作品 1,983 点の中から金賞・審査員特別賞・銀賞・銅賞・佳作等の各賞が選ばれた。

県の金賞受賞作品にあつては、「JA共済全国小・中学生交通安全ポスターコンクール」に出品され、同コンクールにおいて、文部科学大臣奨励賞、家の光協会会長賞・ちゃぐりん賞を各 1 点受賞し、銅賞・佳作を各 2 点受賞した。

(2) 安全活動

ア 街頭啓発活動の推進

県民の交通安全意識の高揚を図るため、各季の交通安全運動において、県・市町村、交通関係機関・団体、警察が連携して、交通事故防止を呼びかけるキャンペーン、イベント等を開催した。

県警では、各運動期間中、県内の主要国道において、関係機関・団体、小・中学生、高校生、専門学校生等の協力を得て、運動周知のための広報、「ゆっくり走ろう福島県」をスローガンとした速度抑制、全席シートベルト着用などを呼び掛けるブラカードを掲げての広報活動を実施した。

交通安全母の会では、10月中旬に県下一斉交通安全街頭活動を実施し、交通安全と命の大切さを訴えた。

交通対策協議会では、関係機関・団体と連携の下、交通死亡事故の続発を防止するため 8 月、9 月、11 月に、県内 7 方部において、交通事故防止緊急街頭キャンペーンを展開した。

イ 「交通安全マナーアップ運動」の推進

福島県交通対策協議会構成機関・団体、地方交通対策協議会構成機関・団体、市町村、市町村交通対策協議会構成機関・団体が推進機関となり、

○ 歩行者・自転車利用者のマナーアップ運動

- ・ 家庭におけるマナー教育の推進
- ・ 学校等教育の場におけるマナー教育の推進
- ・ 街頭におけるマナー教育の推進
- ・ 交通安全教室等を通じたマナー教育の推進
- ・ 高齢者のマナー教育の推進

○ 運転者のマナーアップ運動

- ・ 子どもや高齢者などへの思いやり運転の励行

- ・ シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 夜間は原則上向きライトの励行
- ・ スピードダウン（速度抑制）の実行
- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 運転中の携帯電話使用禁止の徹底

を重点に、自主的な安全活動を推進した。

ウ 「ドライバー総参加のセーフティチャレンジ事業」の実施

ドライバー同士が相互啓発により、7月1日から12月31日まで無事故・無違反を目指すことにより交通事故の減少を図るこの事業は、東日本大震災等の影響により、実施期間を8月1日から12月31日までに短縮して実施した。

17,078 チーム (51,234 人) がチャレンジし、14,492 チーム(総参加チームの 84.9 パーセント、43,476 人) から無事故・無違反の報告があった。

なお、平成 23 年度の事業では、東日本大震災等からの復旧・復興を支援するため、現金 500 万円を義援金として福島県に贈呈した。

エ ライト早め点灯運動（PM4 ライトオン運動）の展開

秋から冬の薄暮時における交通事故を防止するため、11月1日から2月29日までを運動期間として、車両のライトの早め点灯と幻惑防止のためのライトのこまめな切り替えを促す運動を展開した。

オ 夜光反射材普及啓発活動の展開

夜間の交通事故を防止するため、各交通対策協議会、県警、交通安全協会、交通安全母の会、学校、老人クラブなどの関係機関・団体が相互連携し、歩行者、自転車利用者への夜光反射材等の普及と活用の促進を図る「夜光反射材普及啓発キャンペーン」を展開した。

カ 全席シートベルト着用運動の展開

被害軽減対策としての後部座席シートベルト着用義務化を盛り込んだ改正道路交通法が平成 20 年 6 月に施行されたにもかかわらず、未だ着用率が低いことから、交通関係機関・団体が連携し「全席シートベルト着用」に関する啓発キャンペーンを展開した。

キ 家庭、地域を中心とした交通安全活動の推進

子どもと高齢者を交通事故から守るため、家庭及び地域ぐるみの運動として

- 交通安全自転車大会
- 交通安全意見発表会
- 交通安全標語コンクール
- 「ストップマーク」の表示運動
- スポーツを通じた交通安全活動
- 高齢者優先駐車場の表示運動

等を展開した。

なお、平成 23 年の交通安全子ども自転車福島県大会は、東日本大震災等の影響により、開催できなかった。

ク 「市町村別交通事故防止コンクール」の実施（昭和 55 年から実施）

年間を通じ、市町村ごとの交通事故の実態を把握し、適切な交通事故防止対策を推進するとともに、地域の連帯感に訴えた地域住民の交通安全意識の高まりによる交通事故防止を図ることと目的としたコンクールを実施した。

その結果は以下のとおりであった。

Aグループ 1 位南相馬市 2 位本宮市 3 位福島市

Bグループ 1 位石川町 2 位南会津町 3 位国見町

Cグループ 1 位磐梯町 2 位三島町 3 位玉川村

特 別 表 彰 須賀川市 桑折町 檜枝岐村

特別表彰については、高齢者の事故防止対策が喫緊の課題であることから、高齢者事故の減少率が高い市町村を表彰した。

ケ 飲酒運転の根絶対策の実施

飲酒を原因とする重大事故を抑止するため、各季の交通安全運動との連動を図りながら、

「飲酒運転の危険性、反社会性」

等に関する広報・啓発活動を展開した。

また、飲酒運転根絶に向けた具体的対策として、飲食店等と交通関係機関・団体が連携した「ハンドルキーパー運動」を展開した。

（3）交通死亡事故抑止緊急対策

交通死亡事故多発警報発令要綱により、交通死亡事故が一定期間集中的に発生した場合には、全県又は一定の地域を指定した「交通死亡事故多発警報」を発令し、県民の交通安全意識を喚起するとともに、県・県警察、市町村及び関係機関・団体が一体となって総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進することとしているが、平成 23 年は全県警報を 4 回、地域警報を会津地域に 1 回発令し、交通死亡事故の続発防止を図った。

ア 交通死亡事故多発警報発令基準

旧発令基準(昭和62年4月1日施行)				
警報の種別		発令基準(10日以内の交通死亡事故件数)	発令期間	
全県警報		13件	10日間	
地域警報	県 北	5件	7日間	
	県 中	5件	7日間	
	県 南	4件	7日間	
	会 津	4件	7日間	
	南 会 津	2件	7日間	
	相 双	4件	7日間	
	い わ き	5件	7日間	



新発令基準(平成19年12月1日施行)				
警報の種別		発令基準(7日以内の交通死亡事故件数)	発令期間	
全県警報		6件	10日間	
地域警報	県 北	4件	7日間	
	県 中	4件	7日間	
	県 南	3件	7日間	
	会 津	4件	7日間	
	相 双	3件	7日間	
	い わ き	4件	7日間	

イ 交通死亡事故多発警報の発令状況

(単位：件)

種別 年別	警 報 の 種 類										合 計	
	全 警	県 報	地 域 警 報									
			県	北 県	中 県	南 会 津	南 会 津	相 双	い わ き	計		
14		1						1		1	2	3
15								2	1		3	3
16		1							1		1	2
17											0	0
18		1					3				3	4
19		1						1			1	2
20		4									0	4
21					1				1		2	2
22		5									0	5
23		4					1				1	5

ウ その他の緊急対策

「交通死亡事故多発警報」以外に、警察署単位に交通死亡事故の続発要因が発生した場合には、署警報、緊急対策を発令し、交通関係機関・団体が一体となった抑止活動を展開した。

平成 23 年においては

- ・ 署警報 8 回
- ・ 緊急対策 63 回

を発令し交通死亡事故の続発防止を図った。

3 交通安全教育の推進

交通事故は、大部分が人の行動に起因して発生しており、交通事故を防止するには県民一人ひとりの自覚と安全行動の実践が何よりも大切で、そのためには、すべての県民に対し交通安全教育を徹底することが必要である。

このため、関係機関・団体が連携し、あらゆる機会を捉え、交通安全思想の普及と浸透を図った。

(1) 幼児交通安全クラブの育成と指導等

平成 23 年度末現在、市町村に 38 クラブ（幼児数 1, 039 人）が結成されており、活動の多くは交通安全母の会によって実施されている。

12 月 7 日、県と県交通安全母の会連絡協議会の主催による第 33 回幼児交通安全クラブリーダー研修会が、郡山市内のハイテクプラザ多目的ホール（約 130 人参加）で開催され、パネルディスカッションによる研修等が行われた。

(2) 交通安全教室等の開催

県内各警察署において、交通関係機関・団体と連携した参加・体験・実践型交通安全教室を 771 回 71,466 人に対して実施した。

(3) 幼稚園、学校における交通安全教育

ア 通学・通園路の総点検による交通安全教育

通学・通遠路等の安全確保を目的に総点検を実施して、その結果に基づく安全対策を推進し、さらに徒歩・自転車・自動車・バス・列車等の通学手段に応じた安全管理と安全指導に努めた。

特に、幼児・児童に対しては、通学（園）における注意、危険箇所等の具体的な指示・指導により通学（園）時の安全を確保するとともに、自らの危険体験に基づく「ヒヤリハット地図」作成活動等を通じての交通安全教育を警察や関係機関・団体の協力を得て展開し、意識啓発を図った。

イ 交通安全教育の推進

幼稚園における交通安全教育は、自宅から幼稚園への行き帰り等の機会をとらえて繰り返し指導し、交通安全に関する基礎的な習慣や態度を身につけさせるよう指導した。

小・中学校、高等学校等における交通安全教育は、「生涯における安全・安心社会生活」という基本理念に立って、心身の発達段階に即して必要な知識や技能を習得させるとともに、身近な交通環境における様々な危険に対して、的確な判断のもと安全に行動できる能力を養うことをねらいとし体験的学習を取り入れるなどして、交通安全教育を計画的、継続的に実施した。

各学校では、交通安全係を中心に年間計画を作成し、学習指導（ホームルーム活動）、学校（園）行事、児童（生徒）会活動を通じて指導に当たった。

ウ 交通安全教室等の開催

警察においては、「交通安全教育指針」に基づき、夜光反射材の活用、歩行者・自転車利用者の安全な通行等を内容とした巡回型交通安全教室を、小学校で 562 回、中学校で 131 回、高等学校で 52 回開催し、交通安全意識の高揚を図った。

エ 保護者の協力体制の確立

交通安全に対する望ましいマナーを育成するには、家庭及び学校が一体となって協力し合うことが必要であることから、家庭訪問や授業参観、学級懇談会、学年 P T A 等の機会を利用して、その意義を強調するとともに、学校だより、学年だより等により保護者に対する交通安全思想の啓発に努めた。

オ 「家庭の交通安全推進員」の活動

小学校と警察署が緊密な連携のもと、小学 6 年生 19,860 人全員を「家庭の交通安全推進員」に委嘱して、交通安全に対する意識を喚起し、交通安全行動の実践と下級生、家族等への啓発活動を展開させ、自他の生命尊重に基づく健全な交通社会人の育成を図った。

カ 「シルバーメール作戦」の実施

小学生の段階から、地域における交通安全活動に参画させることにより将来における健全な交通社会人を育成するとの観点から、小学校と県及び県交通対策協議会が連携し、県内の約 2 万人の小学 3 年生から高齢者へ交通事故防止を呼びかける「シルバーメール作戦」を行い、高齢者の交通事故防止を図るとともに、児童自身の交通安全意識の向上を図った。

(4) 地域社会における交通安全教育

ア 県民に対する交通安全教育の推進

県民を交通事故から守るには、県民の交通安全意識を高揚するための安全教育が不可欠である。このため、県及び市町村は、関係機関・団体の協力を得ながら地域の指導者を育成するとともに、あらゆる機会を利用して地域の隅々まで教育活動を推進し、交通安全意識の浸透を図っている。

(5) 一般運転者に対する安全教育

ア 運転免許の更新時において、運転者教育を図る更新時講習を、248,682 人の運転者に対して実施した。

この他、交通事故や交通違反等により運転免許の効力の停止処分を受けた運転者 3,196 人を対象とした講習や、交通違反をして一定の基準に達した者への講習などを随時実施した。

イ 高齢者講習

免許証の更新を受けようとする者で、更新期間が満了するに日おける年齢が 70 歳以上の者が受講する講習で 37,696 人が受講した。

ウ 原付バイク実技講習

原付免許試験受験者を対象とした実技講習を 1,173 人に対して実施した。

(6) 安全運転大会の開催

ア 二輪車安全運転大会

平成 23 年の二輪車安全運転福島県大会は、東日本大震災等の影響により、開催できなかった。

イ 交通安全子ども自転車大会

平成 23 年の交通安全子ども自転車福島県大会は、東日本大震災等の影響により、開催できなかった。

4 自動車の使用者等に対する安全対策の推進

(1) 安全運転管理者講習会の開催

県内の安全運転管理者選任事業所の安全運転管理者、副安全運転管理者 7,942 人を対象に講習会を実施した。

(2) 交通事故防止コンクールの実施

県警と福島県安全運転管理者協会では、7 月 1 日から 9 月 30 日までの 3 ヶ月間にわたり、安全運転管理者または運行管理者が選任されている 5,200 事業所を対象に、交通事故防止コンクールを実施し、優良事業所として 54 事業所を表彰した。

5 高齢者に対する交通事故防止活動の展開

高齢化の進展に伴い、増加傾向のある高齢者の交通事故を防止するため、高齢者に対する交通安全対策の推進を図った。

(1) 高齢歩行者・自転車利用者の安全対策

- ア 県内 28 の地域を「高齢者交通事故防止モデル地区」と指定し、高齢運転者標識、夜光反射材の普及促進を図るなど重点的な高齢者の交通事故防止活動を推進した。
- イ 高齢者の安全意識を高めるため、高齢者歩行教育システムを活用した参加体験型交通安全教育を 151 回（6,338 人受講）実施し、模擬道路の横断体験を通じて安全な道路横断について指導した。
- ウ 県内各地区の高齢者交通安全指導隊、交通安全協会、交通安全母の会では、仮設住宅を含む、高齢者世帯を訪問し、手作りのパンフレット、夜光反射材等を配布し、交通安全指導を実施した。
- エ 毎日 15 日の「シルバー交通安全の日」の広報・啓発活動を実施した。
- オ 一般運転者に対し、高齢者の行動の特性や交通事故の特徴を十分認識させる広報・教育活動を展開し、特に夜間運転は速度を落とし原則上向きライト（幻惑防止のため確実な切り替え）による高齢者等の早め発見などの思いやり運転の浸透を図った。
- カ 県警では、年間を通じて、高齢の歩行者・自転車利用者などのいわゆる高齢弱者を対象とした訪問指導活動（シルバーガード 50 作戦）を推進した。

(2) 高齢運転者の安全対策

- ア 県内 28 地区の「高齢者交通事故防止モデル地区」で高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及、促進を図ったほか、県内のスーパーマーケット、ホームセンター、病院等の駐車場を利用した高齢運転者優先駐車場制度を促進し、高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及を図った。
- イ 加齢による身体能力の低下等から運転免許を返納したいと考えている高齢者も少なくないことから、自主返納者に対するタクシー料金の割引や、商店会による割引等の優遇支援の働きかけを行い、自主返納しやすい環境作りを推進した。

(3) 「高齢者交通事故多発警戒警報」制度による事故防止対策

県警では、平成 20 年 10 月から「高齢者交通事故多発警戒警報」制度を導入し高齢者の交通事故防止にあたった。

この制度は、高齢者関与の重大事故が一定期間に連続的に発生し、又は発生するおそれがある場合に、その続発を防止するため警察力を集中させ各種高齢者対策を強力に推進するもの。

発令件数等

- ・ 高齢者交通事故多発署警戒警報発令 2 回（福島署、棚倉署）
- ・ 高齢者交通事故多発地域警戒警報 0 回

種 別	高 齢 者 交 通 事 故 多 発 署 警 報	高 齢 者 交 通 事 故 多 発 地 域 警 報
発 令 基 準	・7日間以内に高齢者関与の重傷事故が2件以上発生したとき ・同一地域、同一路線で、同一形態で高齢者関与の交通事故が連続して発生しているとき	・7日間以内に高齢者の死亡事故重傷事故が連続して発生しているとき 3件以上（県南・相双） 4件以上（県北・県中・会津いわき）
発 令 者	署 長	交 通 部 長
発 令 期 間	発令の日から5日間	発令の日から5日間

(4) その他

- ア 高齢者の交通事故防止を呼びかけるテレビコマーシャルの放送を行い、高齢者の交通安全意識の高揚を図った。
- イ 高齢者自身に交通事故防止を呼びかけるチラシを作成し、医療機関・福祉施設及び高齢者世帯に広く配布し、交通安全に対する気運の醸成を図った。

* 「高齢化社会」：全人口に占める高齢者人口が7%を超えた社会
「高齢社会」：全人口に占める高齢者人口が14%を超えた社会

6 チャイルドシートの普及促進対策

乳幼児の交通事故被害軽減を図るとともに、年少期からのシートベルト着用の意識高揚を図り、ひいては交通事故の減少を目指すことを目的に、以下の対策を実施している。

(1) 県交通対策協議会・市町村交通対策協議会による広報啓発活動

各季の交通安全運動の機会をとらえた全席シートベルト・チャイルドシートの正しい着用についての広報啓発活動を展開した。

(2) 県交通安全協会・地区交通安全協会

ア 無料貸出事業の展開

「チャイルドシート・ベビーシート無料貸出制度」を実施し、1,614 台の貸出を実施している。

イ 「チャイルドシート着用推進員」による活動

幼児をもつ保護者等の意識啓発を図るため、乳幼児関連施設等の職員を対象に「チャイルドシート着用推進員」に委嘱し、「チャイルドシートハンドブック」等を活用した広報啓発活動を展開した。

7 自転車事故防止対策

(1) 自転車安全利用教育の推進

自転車利用時の交通ルール・マナー遵守を徹底させることにより、自転車関連の交通事故を防止するため、小学校版と中学校・高等学校版の「交通安全学習シート」等を活用して交通安全教育の充実を図るよう促している。

県警では、JA共済連の支援を受け、スタントマンを活用した交通安全教室（スケアード・ストリート教育技法）を福島市立松陵中学校、三春町立三春中学校、白河市立白河南中学校、喜多方市立塩川中学校、喜多方市立高郷中学校で各1回開催した。

(2) 街頭指導の強化

自転車の安全利用の習慣化を図るため、5月の「自転車の安全利用のための広報キャンペーン」期間において集中的な街頭活動を展開したほか、年間を通して警察、学校、交通ボランティア等合同による駅・学校周辺の通学路における街頭指導を展開した。

(3) 自転車安全利用モデル校指定による安全対策の実施

県警では、高校 32 校、中学校 5 校を自転車安全利用モデル校として指定し、自転車交通安全講習や街頭啓発活動の強化を図り、重点的な自転車事故防止対策を実施した。

第3 交通安全県民大会

県及び県交通対策協議会は、交通安全意識の普及と高揚を図るため、交通安全推進機関・団体の協力のもとに、県内各地から約1,000人の参加を得て、10月27日（木）田村市文化センターにおいて第50回福島県交通安全県民大会を開催した。

大会では、優良市町村交通対策協議会等の表彰が行われ、続いて人命尊重の理念のもとに県民の総力を結集し、悲惨な交通事故の絶無を期して「思いやり 人も車も 自転車も」のスローガンのもと、「交通安全マナーアップ運動」を強力に推進することを宣言した。

表 彰 関 係

1 福島県交通対策協議会長表彰

ア 優良市町村交通対策協議会	4 団体
イ 交通安全活動協力者	35 団体
ウ 優良交通関係団体	10 団体

2 福島県警察本部長・福島県交通安全協会会長連名表彰

ア 交通安全功労者	119 名
イ 優良運転者	284 名
ウ 交通安全優良学校	13 校
エ 交通安全功労団体	15 団体

3 福島民報社特別表彰

3 団体

4 福島民友新聞社特別表彰

3 団体

5 福島県交通対策協議会長感謝状

3 団体

大 会 宣 言

交通事故のない社会を実現することは、わたしたち県民すべての願いです。

本日、第50回福島県交通安全県民大会にあたり、「思いやり 人も車も 自転車も」をスローガンに命の大切さを考え、次のことを実行し、交通事故の根絶に向けて、まい進することを誓います。

- 1 わたしたちは、「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域が守る」という安全意識の下、交通事故根絶を推進してまいります。
- 2 わたしたちは、地域の絆を強め、交通安全に関する情報交換と対話を通し、関係機関、団体と連携・協力した活動に取り組んでまいります。
- 3 わたしたちは、「交通安全は家庭から」を合言葉に、「交通安全家庭のちかい」を実践するとともに、思いやりと譲り合いの心をもって行動し、子どもと高齢者の交通事故防止に努めます。
- 4 わたしたちは、すべての座席で必ずシートベルトとチャイルドシートを着用します。また、同乗者にも必ず着用するよう呼びかけます。
- 5 わたしたちは、悲惨な結果を招く飲酒運転を絶対許しません。社会から飲酒運転を根絶するため、あらゆる努力をいたします。

平成23年10月27日

第50回福島県交通安全県民大会